

翻刻『院勝本石清水八幡宮寺略補任』(一)

生 井 真理子

はじめに

本稿は、石清水八幡宮の「権別当東竹准僧正」召清が、万治二年(二六五九)に書写、同三年(二六六〇)に校合を行なったと思われる院勝本『石清水八幡宮寺略補任』の翻刻である。石清水八幡宮所蔵(石清水八幡宮文書「椰之部三」)の院勝本『石清水八幡宮寺略補任』(以下『略補任』)、及び院勝という人物については、拙稿ですでに簡単な解説を行っているので、参照されたい。①ここでは、その上に『略補任』の新たな補説を行おうと思う。

今回は清和天皇の貞観元年(八五九)から冷泉天皇の安和二年(九六九)までを対象とした。召清書写本は村上天皇の天徳二年(九五八)から、補任記事がいきなり円融天皇の天祿元年(九七〇)に飛び、天徳三年(九五九)から応和・康保及び冷泉院の安和二年

までの十一年分が、三条天皇の長和二年(一〇一三)と同三年の間に挟み込まれ、一見安和元年から安和五年に続いて後一条天皇の寛仁元年(一〇一七)が始まるように見える錯簡がある。裏書きも同じである。卷子本の形にする際に紙の継ぎ方を誤ったとは思われず、召清が写した元の本がすでにその状態であったか、召清が下書きの段階で誤ったのであろうか。本稿では翻刻に当たって、これを本来の年代順に修正している。各年の()内の西暦は筆者が付加した。また、この『略補任』には裏書きがあつて、表書きの年に相応する三綱の補任が記されている。裏書きの最初の記事は、上座長松の時からである。ただ、長松の名の字が丁度貞観七年の字に重なり、貞観六年から始めるとも、同七年から始まるとも見える。しかし、その下の寺主教鎮の「寺任」や都維那運真の「寺任」が完全に六年のマス裏に収まること、教鎮・運真の名前は六年と七年を隔てる

縦の罫線上にあること、後続の部分ははみ出ることなく収まって、大体年号が右に透けて見える位置で書かれ始めていることから見て、貞観六年から始まると判断できる。なお、底本は縦八マスであるが、実際に書き込まれているのは七マスであるため、最下段の八マス目は翻刻の段階でカットしている。そして、史料として読むための便宜上、各年のマス内に点線を引き、左側には裏書きを翻刻した。この方法は明治三十一年に田中俊清氏所蔵の『略補任』が謄写された時に用いられたもので、利用者サイドから見れば非常に便利な方法だからである。底本では各マスの大きさは等しく、はみ出るほどに書き込まれている箇所もあるが、本稿では紙数や字数の関係で、マスの大きさは文字数に対応している。

人物名を大文字にしたのは底本どおりである。割り注の部分は【】で示した。本来ほとんどの割り注は人名などのすぐ下に半行の細字で記されるが、ここでは文字数の都合上、見やすさを優先した。傍注に片仮名で「イ」とあるのは異本校合の際の異本の記述を表すと見られるので、できるだけその表記に近い位置に翻刻した。なお、人名について触れておくと、大日本史料の翻刻では「平統」としている人物は「略補任」の底本では「平純」「平縁」と記されている。『石清水八幡宮寺祀官系図』（桐五十一）などでも「平統」の字を用いており、「エン」と読むのが本来ではなかったか。

また、「定果」は比較的新しい石清水関係の系図や翻刻によっては「定果」となっている。よく似ているので書写の際に誤ったまま写されていったものかと思われる。同様の経緯だろうか、底本では朱雀院の母は「基継女」となっているが、本来「基経女」が正しい。「継」と「経」の異体字で非常に似たものがあるので、写す段階で読み取りを誤ったと判断し、翻刻では「基経」とした。

延喜二十二年・延長元年・二年の裏書きで、権都維那の項にある「寛仁・幡祐」には、行の修正を示すと思われる印、人名や文の頭部から弧線を描いて「○——」につなぐという表示がつけられている。少々ずれて隣のマスに入り込んでいたためであろう。翻刻では指示された年に書き込んだ。表書きでも、天慶八年（九四五）の別当、康保三年（九六六）の権別当の項において同じ表示を用いて、本来あるべき場所への指示がある。その箇所は、同じマス内で内容的に変化がなく、読み取りに影響がないと判断して、その他の箇所でも表示がある場合は同様にその指示に従って翻刻している。

さて、『略補任』によれば、まず、貞観五年（八六三）に安宗が別当に補せられ、十二月二十日に官符を得る。翌六年には上座・寺主・都維那の三綱が、「寺任」すなわち護国寺の内部で選ばれ、弁俗別当には高向公輔、在庁俗別当には継成が補せられ、石清水八幡宮と護国寺を運営してゆく基本的な組織が発足したことになる。貞

観十八年には神主に紀御豊が補せられた。これらの役職にはるか後れて設置されるのが検校や修理別当である。寛平八年(八九六)に初代検校として益信が任せられ、応和二年(九六二)に定景が修理別当に補されているが、当初はともに恒常的な職ではなかったことが『略補任』から知られる。

ただし、石清水八幡宮寺の弁史俗別当について論じた岡野浩二氏によってすでに指摘があるように、貞観六年(八六四)と元慶三年(八七九)に弁俗別当として名に見える高向公輔は、『三代実録』の卒伝を見る限り、弁官に任せられた形跡がない。公輔の次に、昌泰元年(八九八)に弁俗別当として記される藤原高経は、寛平五年(八九三)にすでに卒去している。延喜元年(九〇二)、三番目として名前が出る藤原興範から補任の日付が入り、弁官在任も確認できるようにになるので、公輔と高経の弁俗別当補任には疑問が残る。もっとも、高向公輔は、清和天皇が春宮時代に延暦寺出身の阿闍梨として近侍したが、乳母と私通して藤原良房に知られ、還俗となった人物である。しかし、その有能さを惜しまれて貞観元年には従五位下に叙され、翌年皇太后宮大進となった。ちょうど、行教が石清水に八幡宮を建立する時期に当たる。石清水の別当の官符が安宗に与えられ、護国寺の三綱も寺内で定められて組織が整えられてゆく時の中央関係の窓口として、清和天皇・良房・皇太后明子(清和天皇

母・良房女)の近辺にいて、かつ仏教に詳しい高向公輔が関与することはありえたのではないか。

藤原高経の場合、岡野氏は『尊卑分脈』に左中弁とは記されているが、他の史料では確認できないとするが、陽明文庫の『勸例』(『自前大納言任大臣例以下諸叙任 弁』(陽明文庫記録十三函十九号・大日本史料補遺第一編之一所収)によれば、彼は寛平元年(八八九)四月十六日に左中弁になっている。高経がいつまで左中弁であったかは不明だが、同年五月二十八日には、石清水八幡宮殿が「自然震動」して、神祇官陰陽寮で占いが行われたり(『宇多天皇御記』)。また十二月二十四日には託宣によって石清水八幡宮寺に菩薩装束・仏具等を献じる(『扶桑略記』)などの他、石清水八幡宮の別当が不在という、「事」の多い年であった。

初代別当安宗は仁和三年(八八七)九月十九日に入滅する。『略補任』によれば、その後の二年間、別当の補任が行われず、八幡宮にとって重要な行事である放生会が上座幡朗によって執行され、寛平二年(八九〇)八月十日、放生会直前になって幡朗に別当の官符がようやく与えられている。幡朗は昌泰三年(九〇〇)九月十三日に没するが、この時も別当はすぐ補任されず、翌年の十一月になって五師の運真が任ぜられている。系図によれば幡朗は安宗の弟子であり、運真は行教の弟子で安宗とは兄弟弟子になる。貞観八年(八

六六)、何故か都維那だった運真が三綱の下になる五師に遷っている。その後、幡朗が別当に任ぜられた寛平二年に、それまでなかった権都維那職が新たに設置されて、もう一人の行教の弟子観清が寺任で着任しているなど、別当の地位をめぐって安宗の系列勢力と行教の直弟子たち、さらにはその他の勢力との間で何か拮抗するものがあったのではないかと推測される。別当不在の寛平元年、神殿の鳴動や託宣などはそういった状況とからんでいないのだろうか。安宗の甥であり、安宗の後継者として安宗創建の極楽寺を相続した会俗が、延喜十八年(九一八)に上座から昇進して、新たに置かれた寺任権別当職に着任、別当運真とともに「官文書」には二人の署名を加えることになったのも、次の別当は安宗流への合意があったのではないか。延長三年(九二五)五月二十三日に運真が没して、六月十八日にはもう会俗が別当の官符を得ていることからそれは十分考えられるように思われる。とすれば、弁官として高経がこういった事態の処理に当たったことは考えられる。寛平元年が何らかの誤りによって昌泰元年と伝えられた可能性もあるだろう。

ついでながら、岡野氏は同論文において、昌泰四年閏六月八日補任の藤原興範を史俗別当としているが、興範は昌泰三年二月二十日に右中弁に任ぜられている(「公卿補任」)。「略補任」では底本及び「石清水文書別口五十一」(東大史料編纂所蔵)本ともに「弁」と記

す。中央官庁の役人が担当する弁俗別当・史俗別当の他、在庁俗別当は継成から始まるが、「八幡宮寺紀氏系図」(桐之五・十六)等の紀良常の項によれば、任ぜられた順に「継成・益雄・常沢・喜雄・当氏・滋峯・等生」の七人を挙げて、彼らは他氏であり、紀氏においてはその次に任ぜられる良常が最初だと記す。「略補任」では「当氏」が抜けており、書写時の脱落がある可能性が高い。

寛平二年の裏書きでは、会俗が都維那から転じて寺主に補任され、その理由として「幡壹轉任上座替」すなわち寺主の幡一が上座に転じたことを記すが、寛平五年まで上座の項には幡朗のまま書き続けられ、寛平六年に至って「幡朗轉任別當替」とようやく幡一の名が出る。これは裏書きという性質上、背後の年代が見えにくいだけに機械的に写してゆく類の誤写である可能性が高いが、あるいは、「略補任」が作成されるための資料、たとえば「上座補任」のような類の元の資料に由来するか、というような問題も含まれる。また、上座の延晟は延長八年に別当となり、同年の都維那の項で幡祐が補任された理由が「慶年転任上座替」であった。したがって同年の上座は延晟から慶年へと移行することが記されなくてはならないのだが、承平三年に延晟が入滅しているにもかかわらず、天慶元年まで延晟の名が上座の項にあり、天慶二年によく慶年が「延晟転任別當替」で上座の項に現れる。寺任の三綱に「義海の解」によって

官符が初めて揃って与えられるのは何らかの文書資料によつて
と思われるので、ここでズレが止まった形になっている。

同じように、延長八年の「権都維那」の項、裏書きでは延栄・幡祐
が並んでいたが、延栄の転任によつて円紹が任ぜられたという。謄
写本は七年の項に入れるが、同八年の裏書きが長すぎて七年の部分
にはみ出してマスを埋めてしまつていると見るべきであろう。幡祐
の横に書かれる延栄の名は小文字であり、円紹に関する記述も小文
字で後から書き込まれたようである。召清の書写態度は元の本にで
きるだけ忠実にという方針であることが見て取れるので、あるいは
原本の『略補任』作成途中で円紹の情報が手に入り、後から書き入れ
たため多少の説明が必要だったのかもしれない。同八年には延栄は
都維那、幡祐は寺主となつている。この幡祐の転任で定寿が新たに
権都維那に任ぜられる。とすれば円紹と定寿が並任なのだが、定寿
のみで円紹の名前はしばらく書かれず、天慶二年になって円紹は都
維那の項に登場、「元寺任都維那」だったのが、八月七日に初めて官
符を得たという。同日、延栄も「元寺任同職」であつたのが「初官符」
とあり、天慶元年まで延栄の名が都維那の項にあるのは天慶二年に
寺任で昇進したところへ官符が与えられたということであろうか。
延長八年の円紹の条には「延長 月日」としかないので、正確な年次
がわからずとりあえず、延栄の昇進する年に書き込んだとすれば、円

紹は天慶二年まで権都維那であつたのか、それとも「元寺任都維那」
ということから、それ以前に昇進していたのかという問題も生じる。
ただ、承平四年に幡祐は権上座に昇進している。幡祐以後の都維那の
補任記事はまったく記されていないので、あるいは史実として承平
五年あたりで延栄は寺任寺主となり、円紹は寺任都維那となつた可
能性も考慮に入れる必要があるだろう。『略補任』は「宮寺縁事抄」や
諸系図には見えない独自の情報を多大に持つが、『略補任』の成立の
ありようを探りながら情報を読まなければならない面があり、こう
いった記事のズレは『略補任』利用の際は注意を要する箇所であらう。
以上、翻刻に関係することで、覚え書きとして少々気が付いたこ
とも含めて述べた。

なお、末筆ながら、貴重な文献の閲覧・翻刻を快く許可してくだ
さつた石清水八幡宮、ならびに翻刻に際して多大なご教唆と協力の
労を惜しまず取つてくださった石清水八幡宮の田中君於研究員・西
中道彌宜には、この場を借りて心より御礼申し上げます。

注

① 生井真理子「院勝本『石清水八幡宮寺略補任』について——付「所司
系図 院清流」翻刻——」(『同志社国文学』第74号 二〇一一年3月発
行 所収)

② 岡野浩一氏「石清水八幡宮の弁史俗別当」(『寺院史研究』第5号 一
九九六年9月発行 所収)

幡繼	陽成院	清和太子 貞明	教鎮	母大后高子〔長良女〕	幡一		
幡繼	元慶元 (877)	安宗	教鎮		幡一		
幡繼	二 (878)	安宗 下院極樂寺草創	教鎮		幡一		
幡繼	三 (879)	安宗	教鎮		幡一	高向朝臣公輔	
幡繼	四 (880)	安宗	教鎮		幡一		
五 (881)	安宗	自正月二日至四月八日 造佛〔極樂寺〕					
幡朗〔寺任〕 幡繼死闕	六 (882)	安宗 教鎮死闕 寺任	幡壹〔元都維那〕	會俗 寺任 幡壹轉任寺主替			
幡朗 (883)	七	安宗	幡一	會俗			

八 (884)	幡朗		安宗				
光孝天皇	幡朗	仁明三子 時康	幡一 治三年	母贈太政大臣總繼女	俗俗 <small>ヤササ</small>		
幡朗	幡朗		幡一 安宗		會俗		
仁和元 (885)	幡朗		安宗 自元慶八年二月廿七日及今年五月廿七日造宮極樂寺也		會俗		
二 (886) 安宗	幡朗		幡一 安宗		會俗		
三 (887)	幡朗		安宗 九月十九日入 【生年七十五】 寺務廿五年 寺務未補二年				
幡朗	幡朗		彼忌日於極樂寺行之放生會執行二十四年 【仁和四】 【寬平元】				
宇多院	幡朗	光孝三子 定省	幡一 治十年	母皇后班子	【式部卿仲野親王女】 會俗		

幡朗 仁和四 (888)		幡一 未補二年 仁和一【四】 寬平一【元】 放生會幡朗執行之依 為上座也			會俗	
幡朗 寬平元【己酉】 (889)		幡一 放生會上座執行之			會俗	在廳俗別當 益雄
幡朗 二 (890)		幡一 幡朗【自上元】 八月十日官符			會俗	
幡朗		會俗【元都維那】 寺任 幡壹轉任上座替		慶年 寺任 會俗轉任寺主替	觀清	師主建立祖師 行教和尚 觀清 寺任始初
三 幡朗 (891)		幡朗		慶年	觀清	良範【八月五日】
四 幡朗 (892)		會俗		慶年	觀清	
五 幡朗 (893)		幡朗		慶年	觀清	
六 幡朗 (894)		會俗		慶年	觀清	
幡壹【寺任】		會俗		慶年	觀清	

	幡朗轉任別替 【元寺主】						
七	幡一 (895)		幡朗		慶年	觀清	
八	幡一 (896)	益信【權大僧都】	會俗		慶年	觀清	
九	幡一 (897)	益信	幡朗		慶年	觀清	
醍醐天皇		字多一子 淳仁【本維城】	會俗	治三十三年	慶年 【内大臣高藤女】	觀清	
幡十			會俗		慶年	觀清	
昌泰元	(898)	益信	幡朗		慶年	并 藤高經	
會俗【寺任】 【元寺主】			明勢 寺任		慶年	觀清	
幡壹死闕			會俗轉任上座替				
二	(899)	益信	幡朗				
		十四月廿四日宇多院 入道於仁和寺以益信 僧正為戒師					
會俗			明勢		慶年	觀清	
三	(900)	益信	幡朗	九月十三日入 未補十三ヶ月 【昌泰三十】		在 常澤 【十一月廿八日】	

會俗	八 (908)	會俗 (907)	會俗	六 (906)	會俗 (905)	會俗 (904)	會俗 (903)	會俗	二 (902)	會俗	延喜元 (901)	會俗	幡朗
				三月七日益信入滅 生年八十	益信	益信	益信	益信	益信	運真	益信	明勢	【至延喜元十】 官符未到間也
明勢	運真	明勢	運真	明勢	運真	明勢	運真	明勢	運真	明勢	運真【自五師】 十一月日官符	明勢	
慶年	慶年	慶年	慶年	慶年	慶年	慶年	慶年	慶年	慶年	慶年	慶年	慶年	
觀清	觀清	觀清	觀清	觀清	觀清	觀清	觀清	觀清	當時【七月四日】 弁 觀清	觀清	弁 興範【昌泰四年閏六 月八日】	觀清	
				枝直【八月廿三日】									

九 會俗 (909)		運真				弁 清貫【六月十二日】	
十 會俗 (910)		明勢 運真			慶年	觀清 在 喜雄	
十一 會俗 (911)		明勢 運真			慶年	觀清	
十二 會俗 (912)		明勢 運真			慶年	觀清	
十三 會俗 (913)		明勢 運真			慶年	觀清	
十四 會俗 (914)		明勢 運真			慶年	觀清	
十五 會俗 (915)		明勢 運真			慶年	觀清	
十六 會俗 (916)		明勢 運真			慶年	觀清	
十七 會俗 (917)		明勢 運真			慶年	觀清	
十八 會俗 (918)		運真	會俗【自上座良兼 也官文書所加署】 寺任			弁 清貫	

會俗	十九 (919)	運真	會俗	慶年	幡祐 寺任 觀清死闕	
會俗	二十 (920)	運真	會俗 延晟	慶年	幡祐	
會俗	二十一 (921)	運真	會俗	慶年	寬仁 〔元少寺主〕 寺任 幡祐 寬仁 二人並任始也	
會俗	二十二 (922)	運真	會俗	慶年	幡祐	
延長元 (923)		延晟	會俗	慶年	幡祐	
會俗		延晟	會俗	慶年	寬仁 〔元權寺主〕 寺任 明勢死闕	
二 (924) 運真		運真	會俗	慶年	幡祐	春實 〔十月九日〕
會俗		延晟		慶年	寬仁	
三 (925)		運真		慶年	幡祐	春實

八 (930)	延晟						會俗 延晟【寺任】 會俗轉任別當替 元寺主	會俗
	慶年	會俗 正月廿三日入 寺務未補 自延長七正廿三至同 八八十四 放生會所司執行之	慶年	會俗	慶年	會俗	慶年【元都維那】 寺任 延晟轉任上座替	五月廿三日入 會俗【自權別當兼 上座】 六月十八日官符
	寬仁		寬仁	寬仁	寬仁	寬仁	慶年轉任寺主替 寺任 寬仁【元權都維那】	
弁 淑光	延榮 幡祐		延榮 幡祐	延榮 幡祐	延榮 幡祐	延榮 幡祐	寺任 寬仁轉任都維那替	延榮【元小寺主】
春實		春實	春實	春實	春實	春實		

七 (937)	延晟 天慶元 (938) 定胤	觀康	定胤	清鑿	延榮	在 等生【九月廿三日】	春實
二 (939)	延晟 義海 二月廿八日官符 イ兼寺務執行 承平五年十月三日任 權律師【年六十四】 イ三 又今年三月廿五日任 天台座主 清鑿	觀康	定胤 九月四日入 清鑿【會俗子】 十月十七日官符		延榮	定壽 齋口	春實
三 (940)	慶年 八月七月初官符 【元寺任同職】 延晟轉任別當替 年七十六 薦四十九 法相宗 大安寺	觀康	延榮【元寺任同職】 八月七月初官符 年六十六 薦三十九 三論宗 法隆寺 依義海解始官符		円紹【自寺任同職】 八月七月初官符 年六十三 薦三十五 法相宗 大安寺	定壽	春實
	台座主 二月廿五日義海任天 二イ		清鑿				

寺主權都維那者号權
官書件三綱之下云、

慶年	四 (941)	觀康	延榮	清鑒	延榮	清鑒	延榮	定壽	春實 【五月十二日他界】
慶年	五 (942)	觀康 四月廿七日石清水臨 時祭有之被討將門御 慶祐始之云云	延榮	清鑒	延榮	清鑒	定壽	良實【閏三月五日】	
慶年	六 (943)	觀康	延榮	清鑒	延榮	清鑒	定泉 寺任 定壽死闕		
慶年	七 (944) 清鑒	觀康	延榮	清鑒	延榮	清鑒	定泉 弁 朝綱		
慶年	八 (945)	觀康 十一月卅日公家於石 清水宮供養最勝王經 御願文云云天慶三年 逆乱寄丹誠於神社修 白業於道場云云	貞延 【敦實親王御子云云】 十一月四日官符	清鑒 正月廿日入 清照 【自修理檢校兼五師】 十一月四日官符 未補九ヶ月	延榮	清鑒	定泉		

慶年	觀康	延榮	千覽 寺任 【元目代】	千覽 寺任 【元目代】	千覽 寺任 【元目代】	定泉	
九 (946) 清照	五月十日義海入滅生 年七十五 貞延	清照	千賀替【子細不見】	千覽 寺任 【元目代】	千覽 寺任 【元目代】	定泉	
慶年	觀康	延榮	千覽	千覽	千覽	定泉	
村上天皇	醍醐十四子 成明	治廿一年	母同上	母同上	千覽	定泉	
天曆元 (947)	貞延	清照	千覽	千覽	千覽	定泉	
慶年	觀康	延榮	觀康	觀康	觀康	定泉	
二 (948)	貞延 檢校別當八月十三日 御神寶勘下之間執行 諍論致鬭諍仍御放生 會延引	清照	【自權上座或少別當】 清照轉任別當替 寺任	觀康	觀康	定泉	
慶年	定泉【神主良眞子】 寺任 元權都維那 觀康轉任權別當	延榮	千覽	千覽	千覽	貞芳 寺任 元目代 定泉轉任權上座替	
三 (949)	貞延	清照	觀康	觀康	觀康	貞芳	
慶年	定泉	延榮	千覽	千覽	千覽	貞芳	
四 (950)	貞延	清照	觀康	觀康	觀康	貞芳	
						史 廣遠【二月十七日】	

【自天慶八二至同十】
放生會所司執行之

慶年	定泉	延榮	千覽	円紹	貞芳	
五 (951)	十二月九日貞延入滅 【年七十五云、】	清照	觀康	千覽 【元寺任權寺主】	史 蔭時【二月十七日】	
延榮 十二月十七日官符 【元寺主】 慶年死關替	定泉	圓紹【元都維那】 十二月七日官符 延榮轉任上座替	仲覺【元勾當】 寺任 千覽蒙都維那官符替	千覽 十二月十七日官符 円紹轉任寺主替	貞芳	
六 (952)		清照	觀康		在 良常 イ十八 【五月廿八日】	
延榮 正月十九日奉行	定泉	円紹	仲覺	千覽	貞芳	
七 (953)		清照	觀康 十一月廿三日官符 十二月五日拝堂奉行		史 淮宗【九月十三日】 召云維乎	
延榮 八月十日辭退 天曆八年四月廿七日入	定泉	円紹	仲覺	千覽	貞芳	
八 (954)		清照	觀康		弁 國光【四月廿日】	
貞芳 八月五日官符 延榮讓之上死關替 元權都維那	定泉	法儼【元五師】 八月五日官符 本 太師円紹之讓 円紹 遷任修理檢校了	仲覺	千覽	貞坤 寺任 貞芳蒙上座官符替 平統【元和事】 寺任	

應和元 (961)	貞芳	四 (960) 清照	貞芳	三 (959)	貞芳	二 (958)	貞芳	天徳元 (957)	貞芳	十 (956)	貞芳	九 (955)	
	定杲		定杲		定杲		定杲		定杲		定杲		
清照 閏三月廿三人	法儼	清照	法儼	清照	法儼	清照	法儼	清照	法儼	清照	法儼	清照	
觀康	仲覺	觀康	仲覺	觀康	仲覺	觀康	仲覺	觀康	仲覺	觀康	仲覺	觀康	
	千覽		千覽		千覽		千覽		千覽		千覽		
	貞坤 平縁		貞坤 平縁		貞坤 平縁	弁 文時 【五月廿五日】	貞坤 平縁		貞坤 平縁	史イ忠 有志【五月十一日】	貞坤 平縁	史 廣遠【九月十三日】	二人並任始也
										滋村 【十二月十七日】			

二	貞芳	康保元 (964)	貞芳	平統 【幡祐弟子二郎】 寺任 元權都維那 定杲轉任修理別當替	平緣	觀康	法儼	觀康 【自權別當】 四月廿九日官符	貞芳	定杲	法儼	仲覺	千覽	貞坤	平緣	紀滋村
二	貞芳	(962)	貞芳	法儼	法儼	觀康 【少別當幡祐子】 寺任 【觀康別當轉任替】	光譽 【自少別當】 寺任	仲覺	千覽	定杲 【自寺任權上座】 八月十一日官符 イ七月 十二月二日	平緣	貞坤	平緣	貞坤	平緣	
三	貞芳	(963)	貞芳	法儼	觀康	定杲 【自修理別當】 十二月二日官符 二人相並寺任与官任也 依去十月十六日解決也	仲覺	仲覺 遷任修理檢校了	千覽	千覽	平緣	貞坤	任垂 【元目代】 寺任 平統轉任權上座替 朝鑒 寺任 貞坤轉任寺主替	任垂 朝鑒	任垂 朝鑒	
二	貞芳	(965)	貞芳	法儼	觀康	光譽	光譽 定杲	光譽	千覽	千覽	平緣	貞坤	任垂 朝鑒	任垂 朝鑒	任垂 朝鑒	

四 (967) 觀康	貞芳	三 (966)	貞芳			
	平縁		平縁			
五月五日入 未補十一月【自康 保四六至同五四】	法儼	觀康	法儼			
定杲 光譽	貞坤	光譽 定杲【未奉行之間 兼任本職云、】 五月廿五日拝堂奉行 右人募修理賞以自解 蒙官符之故宮寺為訴 不奉行旨依重宣旨奉 行而已	貞坤 應和五年月日 寺任元權都維那 仲覺辭退之替云、 應和五年：	定杲		
	千覽		千覽			
朝鑒 任垂	朝鑒 任垂		朝鑒 任垂		文範【十月廿五日】 弁 輔正【十月廿二日】 イ四 異云 文時 【十月廿五日成真弁 云、】	

貞芳	平縁	法儼	貞坤	千覽	任垂 朝鑒	
冷泉院	村上二子 憲平	治二年	母后安子【師輔一女】			
安和元 (988)	定泉 安和元 康保五十四官符 自權別當 被超上座貞芳之後直 補檢校	貞芳【吉時子】 康保五年五月十日官符【自上座】 乍置權別當定泉官符	光譽【從寺任同職】 康保七月廿八日官符 定泉轉任檢校替 八月廿九日拜堂奉行 或云被超上座貞芳之後蒙官符云、			
師主義海 寺主円紹弟子 法儼 九月廿五日寺解也 貞芳轉任別當替	平縁		貞坤	千覽	任垂 朝鑒	
二 (996)	定泉	貞芳			弁 常範	
法儼【自同寺主】 二月廿九日官符 貞芳轉任別當替	平縁	千覽【元都維那】 二月廿九日官符 法儼轉任上座替		貞坤 二月廿九日官符 元寺任權寺主 千覽轉任寺主替	朝鑒	